

(事業者の皆様へ)

悪臭の規制方法が変わります

新潟県県民生活・環境部 環境対策課

悪臭防止法に基づく規制方式を「物質濃度規制」に換えて、人間の嗅覚を用いてにおいの程度を判定する「臭気指数規制」に変更しました。

1 変更理由について

新潟県では、悪臭防止法に基づく「物質濃度規制」と県条例に基づく「臭気濃度規制」を併用して悪臭規制を実施してきましたが、近年の生活様式の多様化などにより多種多様な業種から発生する臭気による苦情が多くなり、これまでの規制では対応が難しくなってきました。

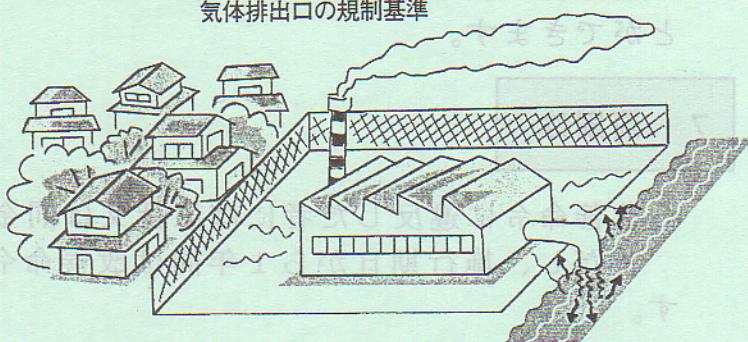
そこで、全ての業種に対応可能な悪臭防止法に基づく「臭気指数規制」に一元化することとしました。

2 規制の対象は

県知事が、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認めて指定した規制地域内において、悪臭を発生する全ての事業場が規制対象となります。(規制地域の範囲については、市町村にお問い合わせください。)

3 規制の方法は

事業場の敷地境界線、排ガスの排出口、排水の排出口の3カ所において嗅覚を用いた測定法により測定し、規制します。



4 臭気指数規制とは

人間の五感の一つである嗅覚をセンサーとして臭いを測定する方法です。複数の物質が混合したにおいは、機器による測定・評価が難しく、今のところ嗅覚がもっとも優れたセンサーといわれています。

臭気指数とは、においのある空気を、無臭の空気でにおいの感じられなくなるまで希釈した場合の希釈倍数(臭気濃度)を対数で表示したものです。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log (\text{臭気濃度})$$

5 規制基準は

規制地域を土地の利用実態に応じて第1種～第3種に区分し、区分ごとに規制基準を設定しています。

(1) 敷地境界線の規制基準

区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度(臭気指数)	10	12	13

(2) 気体の排出口の規制基準

排出口から発生した臭気が地表に着地したときに、敷地境界線の規制基準に適合するように、拡散式を用いて事業場毎に算定します。

(3) 排出水の規制基準

区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度(臭気指数)	26	28	29

※第1種区域：主に居住地域、商業地域など、これらに相当する地域

第2種区域：準工業地域など、工業又は農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域

第3種区域：工業地域など悪臭に対して順応の見られる地域

6 事業場に対する指導は

指導事務は規制地域を有している市町村が行います。

市町村は事業活動に伴って発生する悪臭が規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、改善勧告及び改善命令することができます。

7 罰則は

改善命令に違反した者には懲役又は罰金の規定があります。

ただし、施行期日から1年間は改善命令をかけることが猶予されています。

8 施行期日は

平成16年4月1日から施行されます。

9 問い合わせ先

照会先	電話番号
各市町村の環境担当課	略
新潟県 県民生活・環境部 環境対策課	025(280)5155